

平成30年度

第7回八峰町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 八峰町役場 大会議室

3. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	川村 由博	出	8	稲田 豊美	出
2	小沢 重博	出	9	佐藤 浩則	出
3	斉藤 晴子	出	10	森田 貞子	出
4	阿部 幸樹	出	11	菊地 文義	出
5	榮田 全稔	出	12	金平 練一	出
6	田村 政彦	出	13	佐々木 一雄	出
7	後藤 信孝	出			

委員13名中13名出席により、本会は成立した。

4. 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会務報告

日程第3 議案審議

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 八峰町農地利用集積計画の承認について

議案第17号 新規就農者に係る下限面積について

議案第18号 平成29年度峰浜地区地籍調査結果について

議案第19号 八峰町農業振興地域整備計画の変更について

日程第4 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告事項2 夏井沢川単独河川災害復旧工事に伴う農地の一時転用について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部 克之

主事補 大塚 諒

6. 会議の内容

(時、午後1時30分)

事務局長 あけましておめでとうございます。

まもなく定刻となりますので、携帯電話は、マナーモードか電源を切るなどの対応をお願いします。

ただ今から、第7回八峰町農業委員会総会を開会します。

それでは、佐々木会長より、ご挨拶と議事進行をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

昨年の委員活動について

全国農業新聞の普及推進活動について

今後の委員活動について

議 長 それでは、議事日程に従いまして、進行させていただきます。

本日は全員出席で、八峰町農業委員会会議規則第7条の規定による定足数に達しております。

日程第1の議事録署名委員の指名は慣例に倣い、本席より指名します。議事録署名委員には2番 小沢重博委員、3番 斉藤晴子委員をお願いします。

日程第2の会務報告は、記載のとおりですから、説明を割愛します。

続いて、日程第3の議案審議に移りますが、委員の皆様へ議案送付後に、審議依頼が届きましたので、議案第19号として、議案を追加したく、よろしくをお願いいたします。それでは、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

主 事 補 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。2ページをご覧ください。

使用貸借権設定が3件、貸し手・借り手共に3人で、申請の土地が、田29,550㎡、畑3,417㎡、計32,967㎡です。

(以下議案書を朗読説明)

議 長 議案第15号の説明が終了しました。使用貸借権の設定について、一括してお諮りします。何かありませんか。

委員一同 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありますので、使用貸借権の設定について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議長 全員賛成ですので、本件については原案のとおり許可することに決定します。続いて、議案第16号「八峰町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明願います。

主事補 議案第16号「八峰町農用地利用集積計画の承認について」を説明いたします。5ページをご覧ください。

所有権移転が4件、売り手が3人・買い手が4人、申請の土地が、田26,953㎡です。

利用権の設定が59件 貸し手が56人・借り手が28人、申請の土地が、田461,340㎡、畑532㎡です。

利用権移転が1件貸し手・借り手共に1人で、申請の土地が、田4,766㎡です。合計 田493,059㎡、畑532㎡、合わせて、493,591㎡となります。

（以下整理番号1番から7番、64番を朗読説明）

（8番から63番は、再設定となるため説明を割愛）

議長 議案第16号の説明が終了しました。初めに有償所有権移転の4件について、お諮りします。現地確認を行っていますので、報告を求めます。

5番 1月7日午後1時より、阿部委員及び事務局と共に現地を確認しましたが、整理番号1番の埧字神祇林と4番の水沢字下中田表は、雪が深く近くまで行くことができませんでしたが、どちらも土地改良済みの場所です。

残りの農地もすべて雪の下になっており、形を確認した程度ですが、農地としての問題は、無いと思います。

1番、2番の所有者は、農業者年金受給者であり、後継者に経営移譲したものを解消しての売買です。残りの全ての農地は、54番にありますように相手を替えて、賃貸借をします。

また、1番、2番の買受者は、認定農業者であり、隣接した農地を耕作しており、面的集積が図られています。

3番、4番については、今まで賃貸借していたものを売買するという事なので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。質疑に入ります。何かありませんか。

12番 整理番号1番の売買価格ですが、整備された田を買う場合もう少し価格を上げた方が良くと思いますので、今後、相対の場合でも、事務局での対応もお願いします。

議 長 他に何かありませんか。

委員一同 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありますので、有償の所有権移転について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

委員一同 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、利用権設定の新規についてお諮りします。整理番号5番から7番について、何かありませんか。

委員一同 (なしの声あり)

議 長 「なし」の声がありますので、利用権設定の新規について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手ねがいます。

委員一同 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、利用権設定の整理番号8番から10番は、農業委員会法第31条の議事参与の制限規定に該当します。この件を先に審議して頂きたく、私が退席しますので、金平代理から議事進行をお願いいたします。暫時休憩します。

(佐々木会長 退席)

臨時議長 規定のため、少しの間議長を務めさせていただきます。

会議を再開します。整理番号8番から10番の利用権の再設定について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

委員一同 (全員挙手)

臨時議長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり承認することに決定します。暫時休憩します。

(佐々木会長 着席)

議 長 会議を再開します。次に利用権設定の再設定11番から63番まで、及び利用

権移転64番について、一括して、お諮りします。何かありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議長 「なし」の声がありますので、利用権の再設定11番から63番まで及び、利用権移転の64番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、議案第17号「新規就農者に係る下限面積について」を議題とします。事務局より説明願います。

主事補 議案第17号「新規就農者に係る下限面積について」を説明いたします。

新規就農者のうち菌床しいたけ栽培に限定した設定を、八峰町全域で10aと設定したいと考えております。

設定理由として、菌床しいたけ栽培で就農を希望する者が、国庫補助事業の産地パワーアップ事業を活用して施設導入を図ろうとする場合、複合経営が要件となっていることから、農地を借りて野菜等を栽培し販売する必要がある、菌床しいたけの通年栽培を行う新規就農者にとって実現可能な面積を設定するもので、農地法第3条の規定に基づく農地の権利取得のため取り扱いについて、定めるためです。

議長 議案第17号の説明が終わりました。何かありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議長 「なし」の声がありますので、議案第17号新規就農者に係る下限面積について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて、議案第18号「平成29年度峰浜地区 地籍調査結果について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 議案第18号「平成29年度峰浜地区地籍調査結果について」を説明いたします。

38ページに記載の通り、峰浜内荒巻の部分について、地籍調査を行ったということで、集計表は農地のみの、面積となります。また右側に記載されている面積に関しましては、地積調査後に非農地となった内訳になります。

(以下議案書を朗読説明)

議長 議案第18号の説明が終わりました。何かありませんか。

委員一同 (なしの声あり)

議長 「なし」の声がありますので、議案第18号「平成29年度峰浜地区 地籍調査結果について、原案のとおり異議のない旨、報告することに賛成の方は挙手願います。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり異議のない旨、報告することに決定します。

続いて、議案第19号「八峰町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 議案第19号「八峰町農業振興地域整備計画の変更について」を説明いたします。

提案理由として、八森字中島地区において、太陽光発電設備の設置にあたり、農振法に基づく農用地区域からの除外をする八峰町農業振興地域整備計画の変更の申請があるためです。また、申請地は、長い間耕作しておらず、山林原野の状態になっていることから、今期の農地パトロールにおいて、全てを農地に該当しない旨の判断をし、通知しており農地転用の必要はないが、農用地区域内のため除外手続きを要するものです。

(以下議案書を朗読説明)

議長 議案第19号の説明が終わりました。何かありませんか。

委員一同 (なしの声あり)

議長 「なし」の声がありますので、議案第19号「八峰町農業振興地域整備計画の変更について」の原案に賛成の方は挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり承認することに決定します。

続いて日程第4の報告事項に入ります。事務局より説明願います。

主 事 補 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について、を報告いたします。

（以下整理番号1番から順に、朗読説明）

報告事項2 夏井沢川単独河川災害復旧工事に伴う農地の一時転用についてを報告いたします。

工事用ヤードとして、工事用の重機車輛・資材等の運搬のための、一時転用となります。

（以下議案書を朗読説明）

事務局長 報告事項2について補足させていただきます。

この一時転用については、役場が発注する工事で、田の一部に鉄板を敷き、重機、作業員の方が、通行できるようにするものとなります。

議 長 報告事項やこのほかに、委員の皆さまから何かありますか。

委員一同 （なしの声あり）

事務局長 次回の総会は、2月12日（火）午後1時30分です。

議 長 これで第7回農業委員会総会を閉じます。

（時、午後2時15分）

平成31年 1月11日

八峰町農業委員会議長（会長）

署名委員（2番）

署名委員（3番）